

計画改定における方針

1

新型コロナの知見・経験を活かす

- **新型コロナウイルスとの1200日に及ぶ闘いで積み重ねてきた知見や経験を都行動計画の改定に反映**

試行錯誤で築き上げた東京モデルにより、100万人当たりの死者数はOECD加盟国でも極めて低い水準に抑止

2

首都東京の特性を踏まえた独自対策メニュー

- **首都東京の特性を踏まえた独自対策メニューを盛り込み、感染症に係る東京の安全安心を確保**

東京の地理的な特徴、高い人口密度、発達した交通網、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に実施

新たな感染症にも揺るがない強じんを持続可能な都市・東京の実現を目指す

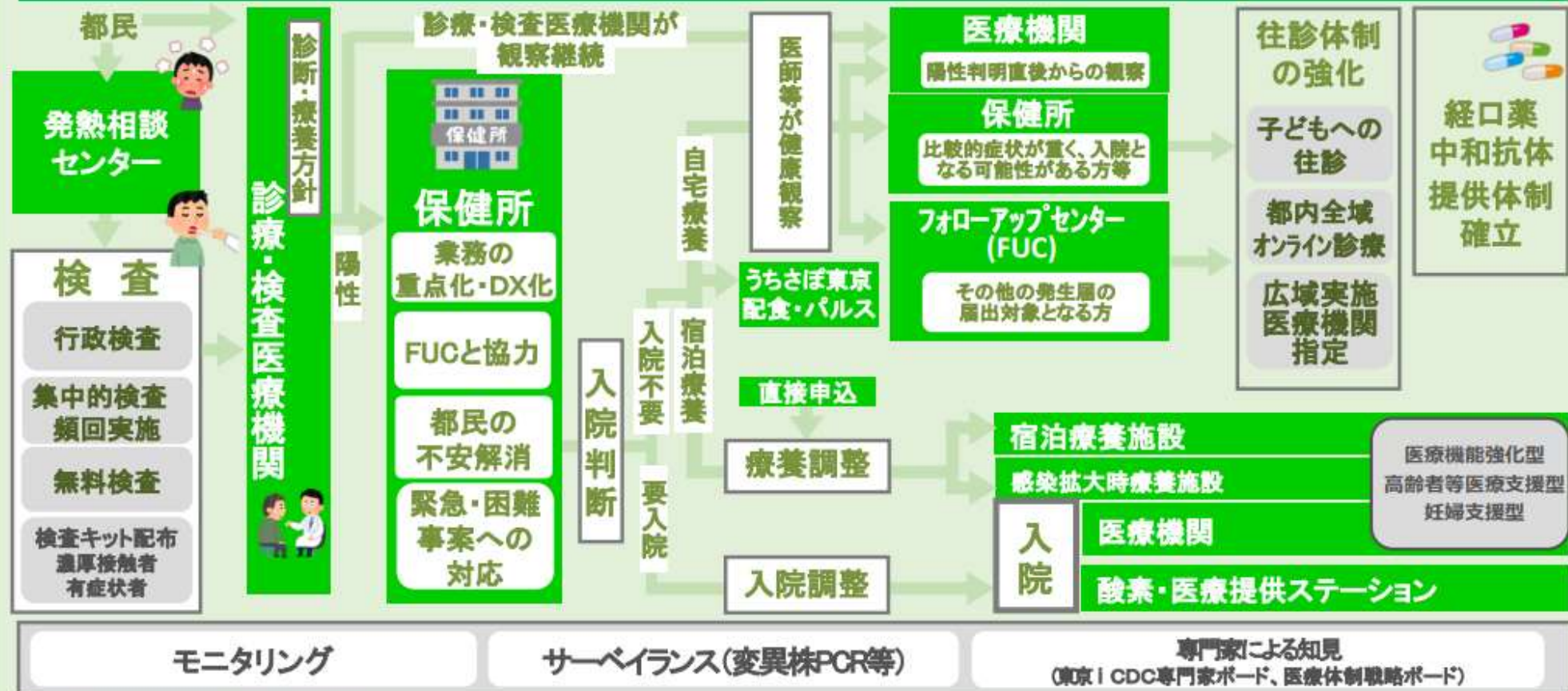
東京都新型コロナウイルス等対策行動計画改定の概要②

新型コロナ対応における都の取組

(参考)

保健・医療提供体制の全体像※

発生届対象者



※ 上記体制は5類移行前のもの

< 発生届の対象者 ※R4.9.26以降全数届出見直し後 >

①65 歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦

東京都新型コロナ等対策行動計画改定の概要③

新型コロナ対応における都の取組

(参考)



※1 上記体制は5類移行前のもの

※2 陽性者登録センターに登録しない方も、一般相談や体調急変時の医療相談の利用、発熱外来の再診可能

< 発生届の対象者 ※R4.9.26以降全数届出見直し後 >

①65 歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要④

新型インフルエンザ等対策特別措置法における都道府県計画に係る定め（第7条）

- ✓ 第1項：都道府県知事は、**政府行動計画に基づき**^①、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成する。
- ✓ 第2項：都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定める。

- ✓ 区域に係る新型インフルエンザ等対策の**総合的な推進に関する事項**^②
- ✓ 次に掲げる措置に関する事項
 - イ 都内における発生の状況、動向及び原因の**情報収集並びに調査**^③
 - ロ **情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供**^④
 - ハ 新型インフルエンザ等の**まん延の防止に関する措置**^⑤
 - ニ 医療従事者の確保その他の**医療の提供体制の確保に関する措置**^⑥
 - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の**生活及び地域経済の安定に関する措置**^⑦
- ✓ 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ（中略）市町村行動計画及び（中略）業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ✓ **体制**^⑧に関する事項
- ✓ 他の地方公共団体その他の関係機関との**連携**^⑨に関する事項 等

法に則した計画記載事項に係る基本的な考え方

- ① 政府行動計画の抜本改定を受け、都においても**抜本改定**を実施

都として、計画に盛り込む事項

- ② 平時から有事までの幅広い**都の対応**、総合調整の役割
- ③ 迅速かつ的確な情報収集・分析による**感染症サーベイランス実施**
- ④ 平時からの普及啓発、感染症対策等に係る**適時に必要な**情報提供・共有
- ⑤ **まん延防止措置**における都の対応を**明確かつ分かりやすく**
- ⑥ **予防計画**に基づく医療提供体制構築
- ⑦ **都民生活、都民経済の安定確保**のために実施する各種措置
- ⑧ 国、区市町村との連携、**都の迅速な初動**
- ⑨ **対応などの実施体制**